

県南広域振興局長告示第 138 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 7 月 18 日

県南広域振興局長 勝 部 修

介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600934	ケアハウス北星荘	北上市下鬼柳 17 地割 127 番地 5	平成 20 年 6 月 30 日